

第19回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時 | 2025年6月21日（土曜日）
午前10時 受付開始：午前9時

開催場所 | 京王プラザホテル 本館5階
「コンコードボールルームC」
東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

「株主総会」と「会社説明会」はインターネットによるライブ配信の実施及び事前質問の受付を行います。詳細につきましては、5頁をご参照ください。

今回より株主総会決議通知の発送は取りやめ、本総会の結果は下記当社ウェブサイトに掲載します。
https://willgroup.co.jp/ir/stock_info/general_meeting/

株式会社ウィルグループ

証券コード：6089

目次

第19回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役5名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
事業報告	15
連結計算書類・計算書類	36
監査報告書	40



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6089/>



株主各位

証券コード 6089
(発送日)2025年6月4日
(電子提供措置の開始日)2025年5月29日
東京都中野区本町一丁目32番2号

株式会社ウィルグループ

代表取締役社長 角 裕一

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://willgroup.co.jp/ir/stock_info/general_meeting/



また、上記ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6089/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



銘柄名（ウィルグループ）または証券コード（6089）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁のご案内に従って2025年6月20日（金曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。

敬具

記

① 日 時 2025年6月21日（土曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

② 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 本館5階「コンコードボールルームC」

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

昨年と同じホテルですが、階及び会場が異なりますので、お間違えないようお願い申し上げます。

③ 目的事項 報告事項 1. 第19期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、以下に記載する書類につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

①事業報告：「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」

②連結計算書類：「連結持分変動計算書」「連結注記表」

③計算書類：「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

上記①は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告に含まれています。また、上記②及び③は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれています。

また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトを含む、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載させていただきます。



当社ウェブサイト ▶ <https://willgroup.co.jp/>

ウィルグループ

検索



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご参照のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

**2025年6月20日（金曜日）
午後6時 到着分まで**



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2025年6月20日（金曜日）
午後6時 入力完了分まで**



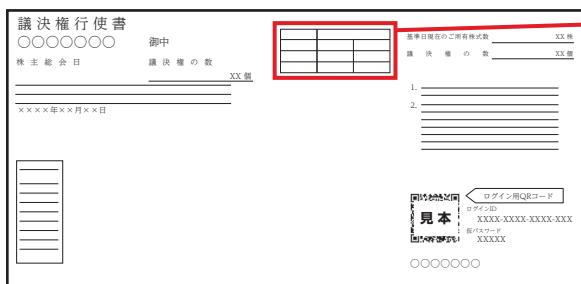
株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

**2025年6月21日（土曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）**

議決権行使書のご記入方法のご案内



議決権行使書
〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX股

XXXX年XX月XX日

議案は現在のご所有株式数 XX株
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第3号・第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

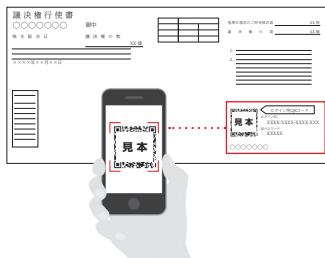
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

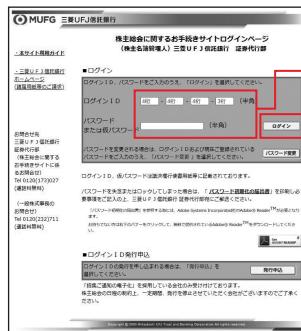
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ライブ配信のご案内

株主様への情報提供の充実化の観点から、「株主総会」と「会社説明会」はインターネットによるライブ配信を実施いたします。

配信日時 2025年6月21日（土曜日）

定時株主総会 午前10時
会社説明会 午前10時45分以降開始予定

視聴方法

パソコンまたはスマートフォンで以下のQRコードまたはURLから「株主様専用ウェブサイト」にログインいただき、ID/パスワードをご入力ください。ログイン後「参加」ボタンを押してください。

事前質問の受付についてのご案内

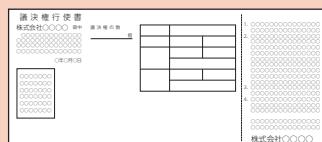
本株主総会の目的事項等に関するご質問を事前に受付いたします。

受付期間 2025年6月13日（金曜日）
午後6時まで

入力方法

パソコンまたはスマートフォンで以下のQRコードまたはURLから「株主様専用ウェブサイト」にログインいただき、ID/パスワードをご入力ください。ログイン後「事前質問を行う」ボタンを押してください。

「株主様専用ウェブサイト」 <https://6089.ksoukai.jp>



※議決権行使書用紙はイメージです。

ID お手元の議決権行使書用紙に記載されている
株主番号

パスワード お手元の議決権行使書用紙の住所欄に記載されている
郵便番号
(2025年3月31日時点でお住いの住所)

<注意事項>

- ・会社説明会につきましては、定時株主総会終了後、準備が整い次第開始いたしますので、上記開始予定時刻より遅れる場合がありますこと、あらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信にご参加される株主様は、会社法上、本株主総会への「出席」とは認められないため、当日の議決権の行使やご質問を含めた一切の発言を行うことができません。議決権の行使については、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、事前に行ってくださいようお願い申し上げます。
- ・ライブ配信は、定時株主総会及び会社説明会終了まで配信いたします。
- ・ライブ配信にご参加いただけるのは当社株主名簿（2025年3月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
- ・ライブ配信の撮影、録画、録音はご遠慮ください。
- ・ライブ配信ご参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- ・通信環境やシステム障害等により株主様が受けた被害については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- ・ライブ配信につきましては万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態によりご参加になれない場合があるほか、状況によっては配信を中止することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、ライブ配信の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://wilgroup.co.jp/>）にてお知らせいたしますので、適宜ご確認ください。
- ・事前質問の送信回数はお一人様3回まで、文字数は300文字以内での送信をお願いします。
- ・受付期限を過ぎますと事前質問の投稿はできなくなりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

電話番号：03-6833-6891

【受付時間：2025年6月21日（土曜日）午前9：00から会社説明会終了まで】

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆さまへの利益還元と将来に向けての安定的な事業展開に必要な内部留保の充実を配当の基本方針とし、現中期経営計画期間中において累進配当を継続します。

この方針に基づき、第19期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金44円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,015,955,204円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月23日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名(うち3名は社外取締役)の選任をお願いするものです。

なお、本議案については、社外取締役を委員長とする指名委員会からの答申を踏まえています。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1	再任 池田 良介	取締役会長	17回／17回
2	再任 角 裕一	代表取締役社長	17回／17回
3	再任 腰塚 國博	社外 独立 取締役	17回／17回
4	再任 高橋 理人	社外 独立 取締役	17回／17回
5	再任 市川 祐子	社外 独立 取締役	13回／13回

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 腰塚國博氏、高橋理人氏及び市川祐子氏は、社外取締役候補者です。
 3. 当社は、腰塚國博氏、高橋理人氏及び市川祐子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
 4. 腰塚國博氏及び高橋理人氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 5. 市川祐子氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 6. 当社は、腰塚國博氏、高橋理人氏及び市川祐子氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、3氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。
 7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、各取締役候補者が再任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、2025年12月の更新時においても上記内容での更新を予定しています。

候補者
番号

1

い け だ
り ょう す け
池田 良介

1968年12月5日生（満56歳）

再任

取締役在任年数

19年

取締役会への出席状況

17回／17回

所有する当社の株式数

4,204,100株

略歴、地位及び担当

1992年4月	孝岡会計事務所 入所
1995年9月	株式会社エイブル 入社
1997年10月	株式会社ビッグエイド 入社
2000年2月	株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 代表取締役就任
2006年4月	株式会社ウィルホールディングス(現 当社) 代表取締役社長就任
2011年9月	株式会社池田企画事務所 代表取締役就任(現任)
2014年2月	WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director就任
2014年8月	Scientec Consulting Pte. Ltd. Director就任
2016年2月	Oriental Aviation International Pte. Ltd. Director就任
2016年6月	当社 代表取締役会長就任
	株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 取締役就任
2018年1月	DFP Recruitment Holdings Pty Ltd Director就任
2019年8月	株式会社識学 社外取締役就任
2021年3月	株式会社揚羽 社外取締役就任
2022年6月	当社 取締役会長就任(現任)
2022年7月	株式会社ジンジバ 社外取締役就任(現任)

重要な兼職の状況

・株式会社ジンジバ 社外取締役

取締役候補者とした理由

池田良介氏は、当社グループの草創期から経営者として強いリーダーシップによって当社グループの経営を指揮し、成長を牽引してきました。また、2006年4月に当社を設立し持株会社体制に移行して以降も、当社代表取締役として、豊富な経験と高い見識によって、国内はもとより海外の人材ビジネス領域においても高い成長を牽引し、グループの企業価値向上に尽力してきました。

今後、更なる当社グループの企業価値向上に向け、同氏の助言を当社グループの成長に生かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

す み
ゆ う い ち
角 裕一

1980年10月6日生（満44歳）

再任

取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

17回／17回

所有する当社の株式数

347,800株

略歴、地位及び担当

2003年4月	株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 入社
2006年4月	株式会社ウィルホールディングス(現 当社) 入社
2009年4月	株式会社セントメディアフィールドエージェンツ(現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 入社
2014年4月	同社 営業本部長
2016年4月	同社 取締役就任
2018年7月	当社 執行役員 人事本部長
2019年6月	株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 取締役就任
2021年4月	株式会社ウィルオブ・コンストラクション 代表取締役就任
2022年6月	当社 取締役就任
2023年4月	株式会社ウィルオブ・ワーク 取締役就任(現任)
	株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役就任(現任)
	WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director就任(現任)
2023年6月	当社 代表取締役社長就任(現任)

重要な兼職の状況

・株式会社ウィルオブ・ワーク 取締役
・株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役
・WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director

取締役候補者とした理由

角裕一氏は、子会社取締役を歴任後、当社代表取締役社長として当社グループの経営を指揮し、経営全般の適切な監督と意思決定をしています。

また、長年にわたり当社グループの事業を経験し、人材ビジネスに関する豊富な知見を有することから、職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

こしづか
腰塚

くにひろ
國博

1955年9月30日生（満69歳）

再任

社外

独立

取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

17回／17回

所有する当社の株式数

一株

略歴、地位及び担当

1981年4月	小西六写真工業株式会社（現 コニカミノルタ株式会社）入社
2012年4月	同社 執行役 開発統括本部技術戦略部長就任
2013年4月	同社 執行役 技術戦略部長 兼 開発本部長就任
2014年4月	同社 常務執行役 開発統括本部長 兼 技術戦略部長就任
2015年4月	同社 常務執行役 事業開発本部長 兼 開発統括本部長
6月	同社 取締役 兼 常務執行役事業開発本部長 兼 開発統括本部長就任
2016年4月	同社 取締役 兼 常務執行役事業開発本部長 兼 技術担当（CTO）就任
2019年6月	同社 上級技術顧問
2020年5月	イオンモール株式会社 社外取締役就任（現任）
2021年6月	東急建設株式会社 社外取締役就任（現任（2025年6月25日 退任予定））
2022年6月	当社 社外取締役就任（現任）
	株式会社エフ・シー・シー 社外取締役就任（現任）
2023年4月	MIC株式会社 社外取締役就任（現任）

重要な兼職の状況

- ・イオンモール株式会社 社外取締役
- ・東急建設株式会社 社外取締役（2025年6月25日 退任予定）
- ・株式会社エフ・シー・シー 社外取締役
- ・MIC株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

腰塚國博氏は、経営者としての豊富な経験、デジタル・情報技術に関する専門的な見識及び技術戦略の策定やグローバル事業、M&A及び新規事業の創出等、幅広い見識を有しています。また、2024年6月からは指名・報酬委員会の議長として、取締役会の監督機能充実のため、公正で透明な委員会運営を主導し、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で重要な役割を果たしています。

同氏は当社から独立した立場にあり、継続して当社グループの持続的成長と、企業価値向上、特にIT・DXの推進及び経営監督機能強化、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化に尽力いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

たかはし まさと
高橋 理人

1959年4月24日生（満66歳）

再任

社外

独立

取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

17回／17回

所有する当社の株式数

一株

略歴、地位及び担当

1982年4月	株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社
2007年9月	楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）入社
2011年10月	同社 常務執行役員就任
2013年6月	株式会社LIFULL 社外取締役就任
2018年6月	Fringe81株式会社（現 Unipos株式会社）社外取締役就任（現任）
2019年11月	株式会社HBIP 代表取締役（現任）
2021年3月	アディッシュ株式会社 社外取締役就任（現任）
2022年6月	当社 社外取締役就任（現任）
2023年5月	株式会社property technologies 社外取締役就任（現任）
2024年11月	株式会社MAiKi 代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

- ・Unipos株式会社 社外取締役
- ・アディッシュ株式会社 社外取締役
- ・株式会社property technologies 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高橋理人氏は、経営者としての豊富な実績と経験及びデータを活用した新規サービスの開発についての豊富な知見など、幅広い分野の知識、経験を有しています。また、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与しています。

同氏は当社から独立した立場にあり、当社グループの持続的成長と、企業価値向上、特に当社グループの新規事業展開に対するアドバイス及び経営監督機能強化、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化に尽力いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

5

いちかわ ゆうこ
市川 祐子

1970年12月26日生（満54歳）

再任

社外

独立

取締役在任年数

1年

取締役会への出席状況

13回／13回

所有する当社の株式数

一株

略歴、地位及び担当

2016年6月	楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）IR部長
2018年3月	アライドアーキテツ株式会社 社外取締役就任
2019年5月	マーケットリバー株式会社設立 代表取締役（現任）
2020年3月	アライドアーキテツ株式会社 社外取締役監査等委員就任
2020年10月	株式会社クラシコム 社外取締役監査等委員就任（現任）
2021年6月	旭ダイヤモンド工業株式会社 社外取締役就任（現任）
2024年6月	当社 社外取締役就任（現任）

重要な兼職の状況

- ・株式会社クラシコム 社外取締役監査等委員
- ・旭ダイヤモンド工業株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

市川祐子氏は、大手IT企業での財務戦略・IR責任者としての経験や他社社外取締役を歴任し、また、経済産業省企業報告ラボ企画委員、持続的成長に向けた長期投資（ESG・無形資産投資）研究会（伊藤レポート2.0）委員としての経験から、IR及びガバナンスに関する豊富な知見を有しています。また、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与しています。

同氏は当社から独立した立場にあり、当社グループの持続的成長と、企業価値向上、特に当社の経営に対して客観的・専門的な視点から、コーポレートガバナンスの一層の強化に尽力いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役4名のうち、大向健治氏及び中村克己氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現状に鑑み、監査役監査の実効性を引き続き確保できるものと判断したため、監査役を1名減員の3人体制とし、中村克己氏の再任をお願いするものです。なお、本議案が原案どおり承認可決されますと、当社監査役3名のうち社外監査役は3名となります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

なかむら かつみ
中村 克己

1970年10月28日生（満54歳）

再任

社外

独立

監査役在任年数

4年

取締役会への出席状況

17回／17回

監査役会への出席状況

14回／14回

所有する当社の株式数

一株

■ 略歴及び地位

1993年4月 全日本空輸株式会社 入社
1997年4月 大蔵省財政金融研究所国際交流室派遣
1999年4月 全日本空輸株式会社法務部
2006年10月 弁護士登録
国広総合法律事務所 入所
2012年1月 国広総合法律事務所 パートナー就任（現任）
2020年8月 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
社外取締役監査等委員就任（現任）
2021年6月 当社 社外監査役就任（現任）
2023年6月 日本ハム株式会社 社外監査役就任（現任）

■ 重要な兼職の状況

・国広総合法律事務所 パートナー
・ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社 社外取締役監査等委員
・日本ハム株式会社 社外監査役

社外監査役候補者とした理由

中村克己氏は、弁護士としての高い専門性及び事業環境の変化に対応できるグローバルな企業経営やリスク管理に関する豊富な経験及び高い知見を有しています。当社の監査体制及び経営監督機能の強化とより良いガバナンス体制の構築を図るため、社外監査役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しています。

- (注) 1. 中村克己氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中村克己氏は、社外監査役候補者です。
3. 当社は、中村克己氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
4. 中村克己氏は、現在当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、中村克己氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、中村克己氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、2025年12月の更新時においても上記内容での更新を予定しています。

(ご参考) 「当社社外役員の独立性判断基準」の概要

当社は、当社の社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」と総称する。）を独立役員として指定するための基準を明確にすることを目的として、以下のとおり「当社の独立性判断基準」を定めています。

社外役員または社外役員候補者の選定にあたっては、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下に記載する当社の「独立性判断基準」を満たすものとしています。

当社の「独立性判断基準」

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

- ①当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者* 1
- ②当社グループを主要な取引先とする者* 2 またはその業務執行者
- ③当社グループの主要な取引先* 3 またはその業務執行者
- ④当社の大株主（総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- ⑤当社グループが総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者
- ⑥当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者または所属していた者で、かつ当社グループの法定監査に従事したことのある者
- ⑦当社グループから役員報酬以外に、多額* 4 の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑧当社グループから多額* 4 の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑨当社グループから多額* 4 の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑩当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者
- ⑪上記②から⑤及び⑦から⑩においては過去10年間、上記⑥においては過去1年間該当していた者
- ⑫上記①から⑩に該当する者が重要な者* 5 である場合において、その者の配偶者または二親等内の親族

- (*) 1. 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人ならびに過去に一度でも当社グループに所属したことがある者をいう。
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者をいう。
3. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
4. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
5. 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

(ご参考) 取締役及び監査役のスキル・マトリックス

第2号議案、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会は以下のスキルをもった取締役会メンバーにより構成されることとなります。

当社の取締役会は、各取締役が備えるべきスキルを特定し、取締役会全体としての知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性のある構成となるよう、指名委員会において取締役候補者の審議を経たうえで取締役会で決定します。

諮問委員会の○は委員長を示す。

地位 氏名	属性		経験業務・知識等							諮問委員会		専門性
	独立性	ジェンダー 男性● 女性○	企業経営	当社事業 及び 業界経験	グローバル 経験	財務・ 会計	人事・ 労務・ 人材開発	法務・ リスクマ ネジメント	IT・テク ノロジー	指名 委員会	報酬 委員会	保有資格
取締役会長 池田 良介		●	●	●	●		●			●		
代表取締役社長 角 裕一		●	●	●			●			●		
社外取締役 腰塚 國博	●	●	●		●				●	○	○	
社外取締役 高橋 理人	●	●	●						●	●	●	
社外取締役 市川 祐子	●	○	●			●				●	●	
常勤社外監査役 池田 幸恵	●	○				●		●		●		公認会計士
社外監査役 澤田 静華	●	○		●		●		●		●		公認会計士、税理士
社外監査役 中村 克己	●	●					●	●		●		弁護士、公認不正検査士

(注) 上記の一覧表は、各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、補欠監査役候補者中島英樹氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

な か じ ま ひ で き

中島 英樹

1969年4月26日生（満56歳）

所有する当社の株式数

一株

■ 略歴及び地位

1998年4月 中山慈夫法律事務所（現 中山・男澤法律事務所） 弁護士登録
2006年4月 弁護士法人レセラ（現 弁護士法人フィード） パートナー就任（現任）
2008年6月 株式会社ウィルホールディングス（現 当社） 社外監査役就任

■ 重要な兼職の状況

・弁護士法人フィード パートナー

補欠の社外監査役候補者とした理由

中島英樹氏は、弁護士としての実務経験及び法律に関する専門的な知識を有しており、その高い専門性と豊富な経験・見識を当社のグループ経営の監査に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者としてしました。

なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しています。

- (注) 1. 中島英樹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中島英樹氏は、補欠の社外監査役候補者です。
3. 当社は、中島英樹氏が社外監査役に就任することとなった場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
4. 当社は、中島英樹氏が社外監査役に就任することとなった場合、同氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、中島英樹氏が社外監査役に就任することとなった場合、当該保険契約の被保険者となります。また、2025年12月の更新時においても上記内容での更新を予定しています。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

1. 当事業年度事業の状況

(1) 事業年度の事業の状況

売上収益	営業利益	親会社の所有者に帰属する当期利益
1,397億05百万円	23億38百万円	11億55百万円
(前期比 1.1 %増 )	(前期比 48.3 %減 )	(前期比 58.4 %減 )

当連結会計年度における世界経済は、各国におけるインフレ率の鎮静化を背景に、緩やかな成長を継続しているものの、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢の緊迫化、米国の通商政策による影響など、依然として先行き不透明な状況が続いており、これらの影響を引き続き注視していく必要があります。

日本経済は、賃上げや企業の設備投資意欲が継続するなど景気に前向きな動きはありましたが、物価上昇による個人消費の陰り等が影響し、緩やかな回復にとどまりました。また、米国政府が打ち出した関税政策を巡る懸念から、世界経済の先行き不透明感が強まり、日本経済を下押しするリスクが高まりました。

このような状況の下、当社グループは、2026年3月期を最終年度とした中期経営計画「WILL-being 2026」の基本方針である国内Working事業の再成長に向け、建設技術者領域の拡大、正社員派遣、外国人雇用支援の拡大等に取り組みました。

国内においては、コールセンターアウトソーシング領域を除き堅調に推移しました。特に、戦略投資領域である建設技術者領域は順調に拡大し収益化を達成しました。また、国内における採用力強化を目的に、「WILLOF (ウィルオブ)」のブランドプロモーションとして、当社の最大商圏である関東エリアを含む18都府県でテレビCMを実施したことに加え、ウェブCM、SNS等を利用したプロモーション戦略を展開しました。

海外においては、ポストコロナの急激な人材需要が一巡して以降、インフレ圧力による影響も加わり、主要顧客の採用抑制が長期化していることから、継続的な利益体質の強化に向けたコストコントロールを実施し、人材需要が低迷している状況下において持続的な収益の確保に向けた対策を継続しています。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益139,705百万円（前連結会計年度比1.1%増）、営業利益2,338百万円（同48.3%減）、税引前利益2,177百万円（同50.7%減）、当期利益1,141百万円（同60.3%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益1,155百万円（同58.4%減）、及びEBITDA（営業利益+減価償却費及び償却費+減損損失）は4,896百万円（同28.1%減）となりました。

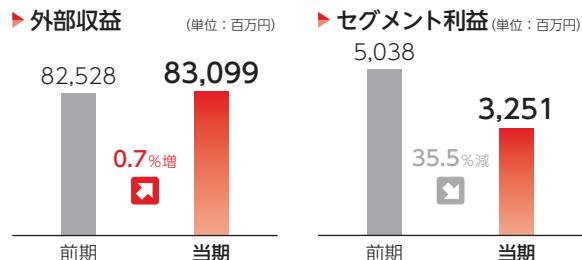
セグメント別の業績は、次のとおりです。

事業別売上収益

事業区分	第18期 2024年3月期 (前連結会計年度)		第19期 2025年3月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
国内Working事業	82,528 百万円	59.7 %	83,099 百万円	59.5 %	571 百万円	0.7 %
海外Working事業	55,432	40.1	56,448	40.4	1,016	1.8
その他	266	0.2	157	0.1	△109	△40.7
合計	138,227	100.0	139,705	100.0	1,478	1.1

国内Working事業

国内における販売、コールセンター、工場、介護施設、建設技術者等カテゴリーに特化した人材派遣・人材紹介・業務請負を中心とした人材支援サービス等を行っています。



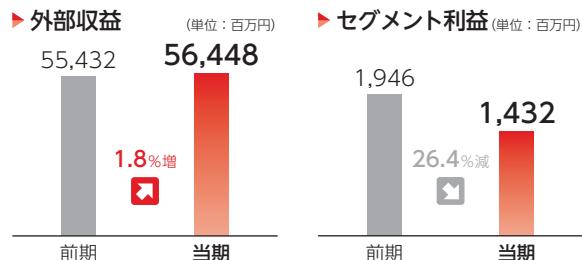
国内におけるセールスアウトソーシング領域、コールセンターアウトソーシング領域、ファクトリーアウトソーシング領域、介護ビジネス支援領域、建設技術者領域等カテゴリーに特化した人材派遣、人材紹介及び業務請負を行う国内Working事業については、コールセンターアウトソーシング領域の低迷が続いているものの、それ以外の領域は堅調に推移しました。特に、最も注力している建設技術者領域のKPI（重要業績評価指標）のうち「年間採用人数」については、当連結会計年度において、新卒を含め過去最高の1,700名以上（計画比142%）の入社を達成し、稼働人数の積み上がりが国内Working事業の売上収益の増加に寄与しました。また、旺盛な人材需要を背景に契約単価の交渉も順調に進展しています。

利益面においては、前連結会計年度に含まれる子会社株式売却益がはく落したこと、連結除外の影響により減益となりました。

以上の結果、国内Working事業は、外部収益83,099百万円（前連結会計年度比0.7%増）、セグメント利益3,251百万円（同35.5%減）となりました。

海外Working事業

主に、シンガポール、オーストラリアを中心に、人材派遣・人材紹介を行っています。



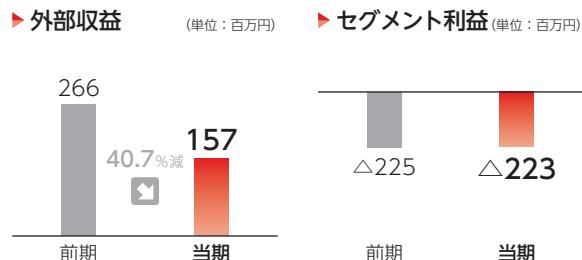
主にシンガポール、オーストラリアにおいて展開している海外Working事業については、主要顧客において採用を抑制する傾向が継続している一方、為替レートが前連結会計年度比で円安に推移したこと等により増収となりました。

利益面においては、売上総利益の低下を為替変動の影響、シンガポールの政府補助金収入及び市況悪化の長期化に備えた継続的なコストコントロールにより補いましたが、オーストラリアの連結子会社に係るのれんの減損損失473百万円を計上したこと等により減益となりました。

以上の結果、海外Working事業は、外部収益56,448百万円（前連結会計年度比1.8%増）、セグメント利益1,432百万円（同26.4%減）となりました。

その他

民間・地方自治体向けDX推進支援事業等を行っています。



その他については、前連結会計年度に外国人雇用管理システム「ビザマネ」、当連結会計年度に外国人向けモバイル通信事業「ENPORT mobile」の事業譲渡を行ったほか、不動産の売却を行ったことにより、外部収益157百万円（前連結会計年度比40.7%減）、セグメント損失223百万円（前連結会計年度は225百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した当社グループの設備投資の総額は350百万円です。その主なものは、新規拠点開設費用及び基幹システム機能改善等です。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

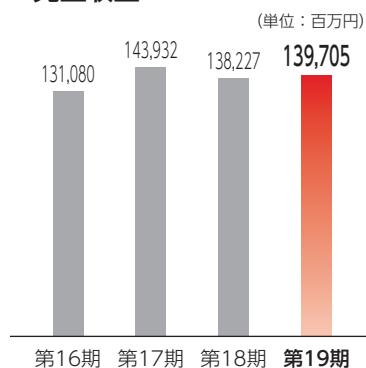
該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

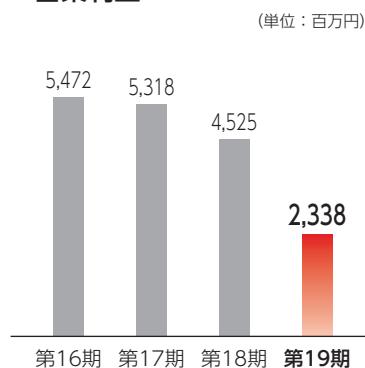
区分	第16期 2022年3月期	第17期 2023年3月期	第18期 2024年3月期	第19期 2025年3月期 (当連結会計年度)
売上収益 (百万円)	131,080	143,932	138,227	139,705
営業利益 (百万円)	5,472	5,318	4,525	2,338
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	3,286	3,236	2,778	1,155
基本的1株当たり当期利益 (円)	147.03	143.20	122.37	50.64
資本合計 (百万円)	13,121	15,877	17,518	17,359
1株当たり親会社所有帰属持分 (円)	505.08	646.04	768.35	760.08
資産合計 (百万円)	52,350	54,939	51,543	49,923

(注) 当社は「国際会計基準 (IFRS)」に基づいて連結計算書類を作成しています。

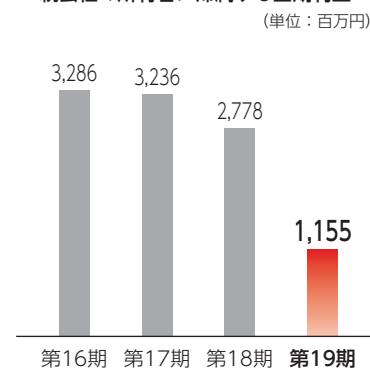
▶ 売上収益



▶ 営業利益



▶ 親会社の所有者に帰属する当期利益



3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ウィルオブ・ワーク	99百万円	100.0%	国内Working事業
株式会社ウィルオブ・コンストラクション	98百万円	100.0%	国内Working事業
株式会社クリエイティブバンク	100百万円	100.0%	国内Working事業
WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.	109,373千シンガポールドル	100.0%	海外Working事業
Scientec Consulting Pte. Ltd.	3,500千シンガポールドル	100.0% (100.0%)	海外Working事業
Oriental Aviation International Pte. Ltd.	3,194千シンガポールドル	100.0% (100.0%)	海外Working事業
The Chapman Consulting Group Pte. Ltd.	127千シンガポールドル	100.0% (100.0%)	海外Working事業
Ethos BeathChapman Australia Pty Ltd	31,543千オーストラリアドル	100.0% (100.0%)	海外Working事業

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
DFP Recruitment Holdings Pty Ltd	23,899千オーストラリアドル	100.0% (100.0%)	海外Working事業
DFP Business Trust	8,470千オーストラリアドル	100.0% (100.0%)	海外Working事業
u&u Holdings Pty Ltd	1,200千オーストラリアドル	100.0% (100.0%)	海外Working事業
ウィルグループファンド投資事業有限責任組合	300百万円	98.0%	その他
ウィルグループHRTech投資事業有限責任組合	943百万円	99.0%	その他
ウィルグループHRTech2号投資事業有限責任組合	661百万円	99.0%	その他

- (注) 1. 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率です。
2. 当事業年度末現在における当社の連結子会社は上記を含め47社です。

4. 対処すべき課題

今後の見通しについては、国内及び海外経済は緩やかに成長していく一方で、世界的な物価上昇や引き締めの金融政策運営の長期化リスク、ウクライナや中東情勢等の地政学リスクなど、先行き不透明な状況が続いています。また、国内においては好調な企業業績を背景とした堅調な人材需要に対し、採用環境が厳しさを増しており、当社グループが主に事業展開を行っているシンガポール、オーストラリアにおいては、ポストコロナの急激な人材需要が一巡して以降、主要顧客の採用抑制が長期化しています。

このような経営環境の下、当社グループは2026年3月期を最終年度とする中期経営計画「WILL-being 2026」を策定し、持続的な成長の実現に向けて取り組んでまいりました。

現状及び今後の経営環境を踏まえ、以下、当社グループが中長期観点から対処すべき課題を記載します。

(1) 国内Working事業の再成長

当社グループの持続的な成長の実現に向けては、停滞している国内Working事業の再成長が重要となります。そのため、以下の2点に取り組みます。

①建設技術者領域の更なる拡大及び利益創出を実現

2025年3月期に計画通り黒字化を達成した建設技術者領域は、引き続き伸長を見込んでおり、2026年3月期に事業の柱の1つにしていきます。

②国内Working事業（建設技術者領域除く）の再成長

外国人雇用支援、正社員派遣の拡大に取り組みます。外国人雇用支援の拡大については、営業人員の増加により新規オーダー獲得を強化するとともに、現地の法人や学校等との連携を深めることで、国内だけではなく海外在住の求職者の採用にも努めます。正社員派遣の拡大については、建設技術者領域、セールスアウトソーシング領域で培った採用ノウハウを、ファクトリーアウトソーシング領域をはじめとしたその他の領域にも展開していきます。また、今後採用環境が一層厳しくなることを見据え、自社ブランド強化に向けたブランドプロモーションを実施します。

(2) 海外Working事業の安定した成長

シンガポール、オーストラリアともに、ポストコロナの急激な人材需要が一巡して以降、主要顧客による採用抑制が長期化しており、市場の見通しは不透明な状況です。

このような状況の下、優秀なコンサルタント人員を確保しながら、需要回復後の人材紹介売上の拡大に取り組むとともに、ダウンサイドリスクを抑え、事業の安定性を高めるために、行政等の安定した領域における人材派遣売上の増加、コストコントロール、ガバナンスの強化に取り組みます。

(3) 人材の確保と育成

人材の確保は当社グループの成長の礎であり、競争上の優位性、持続的な成長を実現するためには、スタッフの採用と育成と定着が重要な課題です。

2019年10月に主要子会社のサービスブランドを「WILLOF（ウィルオブ）」に統一し、採用力強化を目的にブランドプロモーションを実施しています。2025年3月期には当社の最大商圏である関東エリアを含む18都府県でテレビCMを実施したことに加え、ウェブCM、SNS等を利用したプロモーション戦略を展開しており、プロモーション実施後のWILLOFの指名検索数は増加傾向にあり、オウンドメディア経由の採用数増加が期待されることから、継続して実施しています。これにより、当社グループ全体の認知度及び採用力向上に取り組み、採用力を強固なものにしていきます。

育成、定着においては、就業先での必要なスキルやマインドを取り込んだ就業前、就業期間中における研修を更に充実させ、就業しているスタッフに対する定期的なフォローアップを行っていくとともに、資格奨励金や給与評価制度の見直し等により定着率を高めていきます。

(4) サステナビリティの強化

当社グループは、サステナビリティ方針に基づき、社会と企業の持続可能な発展に貢献できるよう以下の取り組みを行っています。

①環境への取り組み

災害に対するレジリエンスの強化を図るとともに、気候変動については環境方針を定め、脱炭素社会実現に貢献する取り組みを進めています。また、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言に賛同表明するとともに、2023年1月にTCFDコンソーシアムに加入し、TCFDの枠組みに基づく気候関連の情報開示を行っています。

②社会への取り組み

当社グループが持続的な成長を遂げていくためには、画一的な視点にとらわれず、多様な人材の活躍が必要不可欠であると考えています。性別・年齢・国籍・障がいなどにとらわれず、社員一人ひとりが自律したキャリアを形成できるよう支援しています。また、技術革新により、求められる人材・職種が大きく変化し、今以上に需給ギャップが生じる見込みです。そのため、働く人をエキスパートにするキャリアの“最大化”と“最適化”に取り組んでいきます。

③ガバナンスへの取り組み

過半数が独立社外役員で構成される任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の設置、取締役会の実効性評価を外部の助言を得ながら継続的に実施する等、コーポレート・ガバナンスの強化に努めています。

5. 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
国内Working事業	主に国内における販売、コールセンター、工場、介護施設、建設技術者等カテゴリーに特化した人材派遣・人材紹介・業務請負を中心とした人材支援サービス等を行っています。
海外Working事業	主にシンガポール、オーストラリアを中心に、人材派遣・人材紹介を行っています。
その他	民間・地方自治体向けDX推進支援事業等を行っています。

6. 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

(1) 当社

会社名	事業所名	所在地
株式会社ウィルグループ	本 社	東京都中野区

(2) 子会社

会社名	事業所名	所在地
株式会社ウィルオブ・ワーク	本 社	東京都新宿区
株式会社ウィルオブ・コンストラクション	本 社	東京都新宿区
株式会社クリエイティブバンク	本 社	東京都千代田区
WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.	本 社	シンガポール
Scientec Consulting Pte. Ltd.	本 社	シンガポール
Oriental Aviation International Pte. Ltd.	本 社	シンガポール
The Chapman Consulting Group Pte. Ltd.	本 社	シンガポール
Ethos BeathChapman Australia Pty Ltd	本 社	オーストラリア
DFP Recruitment Holdings Pty Ltd	本 社	オーストラリア
DFP Business Trust	本 社	オーストラリア
u&u Holdings Pty Ltd	本 社	オーストラリア
ウィルグループファンド投資事業有限責任組合	本 社	京都府京都市中京区
ウィルグループHRTech投資事業有限責任組合	本 社	京都府京都市中京区
ウィルグループHRTech 2号投資事業有限責任組合	本 社	京都府京都市中京区

7. 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内Working事業	7,327 (345) 名	984名増 (7名減)
海外Working事業	504 (45) 名	47名減 (1名増)
その他	12 (-) 名	8名減 (-)
共通	86 (7) 名	4名減 (1名増)
合 計	7,929 (397) 名	925名増 (5名減)

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

2. 国内Working事業の使用人数が増加しておりますが、その主な増加要因は、正社員派遣の採用によるものです。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
98 (7) 名	4名減 (1名増)	38.9歳	8.0年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

8. 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,172百万円
株式会社三井住友銀行	1,138百万円
株式会社千葉銀行	555百万円
農林中央金庫	500百万円
株式会社八十二銀行	500百万円

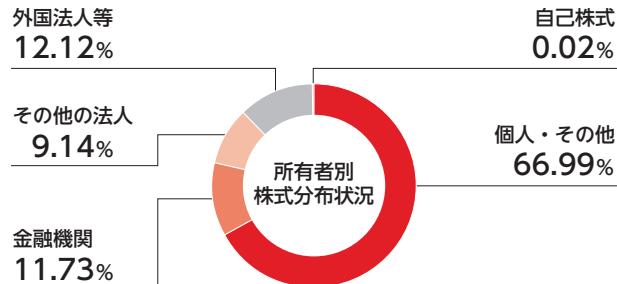
9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

1. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 63,360,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,095,300株
(自己株式5,409株を含む)
- (3) 株主数 35,365名
- (4) 大株主



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
池田 良介	4,204,100	18.21
株式会社池田企画事務所	2,007,500	8.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,683,900	7.29
大原 茂	1,510,610	6.54
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,065,391	4.61
ウィルグループ従業員持株会	519,202	2.25
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	427,900	1.85
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	358,955	1.55
平 良一	350,000	1.52
角 裕一	347,800	1.51

- (注) 1. 自己株式には、「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式207,455株は含めていません。
 2. 持株比率は、自己株式5,409株を控除して計算しています。
 3. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は95,600株増加しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年6月23日開催の第14回定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役及び無報酬の取締役を除きます。）及び委任契約を締結している執行役員及び一部の当社子会社の取締役を対象とする業績連動型株式報酬制度等を導入しています。これらの対象者を受益者とする「役員向け株式交付信託」にかかる信託口が所有する当社株式は、合計で207,455株です。

なお、2023年5月11日開催の当社取締役会において、業績連動型株式報酬制度を2024年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度までの3年間、継続することを決定しました。

2. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	池田良介	株式会社ジンジブ 社外取締役
代表取締役社長	角裕一	株式会社ウィルオブ・ワーク 取締役 株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役 WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director
取締役	腰塚國博	イオンモール株式会社 社外取締役 東急建設株式会社 社外取締役 株式会社エフ・シー・シー 社外取締役 MIC株式会社 社外取締役
取締役	高橋理人	Unipos株式会社 社外取締役 アディッシュ株式会社 社外取締役 株式会社property technologies 社外取締役
取締役	市川祐子	株式会社クラシコム 社外取締役監査等委員 旭ダイヤモンド工業株式会社 社外取締役
常勤監査役	池田幸恵	株式会社ウィルオブ・ワーク 監査役 株式会社ウィルオブ・コンストラクション 監査役 株式会社クリエイティブバンク 監査役
常勤監査役	澤田静華	株式会社TSIホールディングス 社外監査役 株式会社オプロ 社外監査役 株式会社CARTA HOLDINGS 社外監査役
監査役	大向健治	大向健治公認会計士事務所 代表 リソース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン株式会社 ヴァイス・プレジデント
監査役	中村克己	国広総合法律事務所 パートナー ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社 社外取締役 監査等委員 日本ハム株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役腰塚國博氏、高橋理人氏及び市川祐子氏は、社外取締役です。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 2024年6月22日開催の第18回定時株主総会において、市川祐子氏は新たに社外取締役に選任され就任しました。
3. 常勤監査役池田幸恵氏、澤田静華氏、監査役大向健治氏及び中村克己氏は社外監査役です。なお、当社は4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
4. 2024年6月22日開催の第18回定時株主総会において、池田幸恵氏は新たに社外監査役に選任され就任しました。また同氏は同総会終了後開催の監査役会において、常勤監査役に選定され就任しました。
5. 常勤監査役池田幸恵氏の戸籍上の氏名は、新井幸恵です。
6. 常勤監査役池田幸恵氏は公認会計士の資格を、常勤監査役澤田静華氏及び監査役大向健治氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、3氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 監査役中村克己氏は、弁護士 の 資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しています。

8. 取締役池側千絵氏は、2024年6月22日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
9. 取締役会長池田良介氏は、2024年8月1日をもって株式会社グラフィコ社外取締役を、2024年12月24日をもって株式会社揚羽社外取締役を退任しました。
10. 取締役塚園博氏は、2025年6月25日をもって東急建設株式会社社外取締役を退任予定です。
11. 常勤監査役池田幸恵氏は、2024年6月19日に株式会社クリエイティブバンク監査役に、2024年6月20日に株式会社ウィルオブ・ワーク監査役及び株式会社ウィルオブ・コンストラクション監査役に就任しました。
12. 常勤監査役澤田静華氏は、2025年3月29日に株式会社CARTA HOLDINGS社外監査役に就任しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間において、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び一定の条件を満たす会社従業員を被保険者として、被保険者がその職務の執行につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して株主代表者訴訟、会社訴訟、及び第三者訴訟等が提起され損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等を填補するための会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しています。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因した、被保険者に対する損害賠償請求に基づく損害賠償金及び訴訟費用等は、填補の対象外としています。

なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度にかかる報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	128 (27)	87 (27)	41 (-)	27 (-)	6 (4)
監査役 (うち社外監査役)	30 (30)	30 (30)	-	-	4 (4)
合計 (うち社外役員)	159 (58)	118 (58)	41 (-)	27 (-)	10 (8)

- (注) 1. 取締役の対象となる役員の員数には、2024年6月22日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含めています。
2. 報酬等の種類別の総額のうち、業績連動報酬等に含まれる非金銭報酬等は、役員向け株式交付信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額です。

②当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③非金銭報酬等の内容

ア) 業績連動型株式報酬制度等（以下、「本制度」という。）の対象者
当社取締役（社外取締役及び無報酬の取締役を除く）

イ) 対象期間

2021年3月末日に終了する事業年度から2023年3月末日に終了する事業年度まで
（2024年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度までの3年間延長）

ウ) 対象期間において、本制度の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する
金銭の上限

合計 金210百万円

エ) 当社株式の取得方法

自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む）から取得する方法

オ) 本制度の対象者に付与されるポイント総数の上限

1事業年度あたり80,000ポイント

カ) ポイント付与

役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与

キ) 本制度の対象者に対する当社株式の交付時期

原則として、「業績連動型株式報酬」については在任中の一定の時期（対象期間（当初は3事業年度）
の終了時）

当社の非金銭報酬等は業績連動型株式報酬であり、業績向上のみならず、企業価値向上に貢献する意識を高めることで、株主との利害共有をすることを目的に導入しています。業績連動型株式報酬の業績指標は、2026年3月期の連結営業利益額や無期雇用等の売上総利益額といった財務目標に加え、新規事業化件数や従業員の働きがいがスコア改善等にかかる非財務目標を設定しています。これらの指標を選択した理由は、当社中期経営計画において短期的な業績だけでなく、中長期的な企業価値や競争優位性の向上を図ることを基本方針として掲げていること及び各取締役が株主から期待される職責を果たすことがミッションであるためです。算定方法は、株式交付規程に基づき職位及び各取締役の業績貢献に応じたポイントを付与し株式報酬を分配するというものです。ただし、業績連動型株式報酬は2026年3月末日に終了する事業年度以降に株式が交付されるため、当事業年度において実績はありません。

なお、2023年5月11日開催の当社取締役会において、業績連動型株式報酬制度を2024年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度までの3年間継続することを決定しましたが、当社が拠出する金銭の上限は、2020年6月23日開催の第14回定時株主総会において決議されたとおりとしています。本制度の継続における追加拠出は実施していません。

④取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第2回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は、4名です。

また、金銭報酬とは別枠で非金銭報酬等の額は、2020年6月23日開催の第14回定時株主総会において、2021年3月末日に終了する事業年度から2023年3月末日に終了する事業年度（2024年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度までの3年間延長）までの株式報酬の額として合計210百万円以内、付与するポイントの上限を1事業年度あたり80,000ポイント（社外取締役及び無報酬の取締役を除く）と決議いただいています。当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は、2名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第2回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の対象となる監査役の員数は、2名です。

⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、客観性・公平性・透明性の観点から、独立社外取締役で構成する「報酬委員会」にて社内取締役の評価及び報酬について審議・確認を行い、取締役会は当該答申の内容に従って決定をします。

取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、各人の職務に応じた固定報酬と、単年度の会社業績(セグメント)と個人の業績達成度に応じて支給する業績連動賞与、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬制度等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみとしています。

2. 基本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役及び無報酬の取締役を除く。以下も同様。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、あらかじめ定めた役位に応じた報酬額を基本報酬としています。なお、社外取締役については、業務内容、会社への貢献度及び就任の事情等を総合勘案し決定しています。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

中長期インセンティブの業績連動型株式報酬制度等は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、役位及び中長期的な企業価値の向上への貢献度等に応じたポイントを付与し、その数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されます。当社取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として在任中の一定の時期（対象期間の終了時）としています。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、役位と職責に応じた基本報酬の水準を重視しており、このことを基本としつつ、株主利益の追求にも配慮し、基本報酬、業績連動賞与、株式報酬の構成割合を考えています。取締役の報酬総額に対する株式報酬の構成比は、最大3割程度となるよう設計しています。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、取締役会の決議により決定します。取締役会で個人別の報酬等を決議する際には、客観性・公平性・透明性の観点より、独立社外取締役で構成する「報酬委員会」にて社内取締役の評価及び報酬について審議・確認を行っており、取締役会は当該答申の内容に従って決定をします。業績連動型株式報酬は、当社取締役会で定めた株式交付規程に則り、ポイントを付与します。

◎社外役員が会社または親会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役腰塚國博氏は、イオンモール株式会社社外取締役、東急建設株式会社社外取締役、株式会社エフ・シー・シー社外取締役及びMIC株式会社社外取締役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役高橋理人氏は、Unipos株式会社社外取締役、アディッシュ株式会社社外取締役及び株式会社property technologies社外取締役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役市川祐子氏は、株式会社クラシコム社外取締役監査等委員及び旭ダイヤモンド工業株式会社社外取締役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役池田幸恵氏は、当社子会社株式会社ウィルオブ・ワーク監査役、株式会社ウィルオブ・コンストラクション監査役及び株式会社クリエイティブバンク監査役です。
- ・監査役澤田静華氏は、株式会社TSIホールディングス社外監査役、株式会社オプロ社外監査役及び株式会社CARTA HOLDINGS社外監査役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役大向健治氏は、大向健治公認会計士事務所代表及びリソース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン株式会社ヴァイス・プレジデントです。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役中村克己氏は、国広総合法律事務所パートナー、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社社外取締役監査等委員及び日本ハム株式会社社外監査役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(6) 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏名	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	腰塚國博	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、議案の審議に必要な発言をする等、IT・DXに関する豊富な知識と経営者としての視点を活かすとともに、社外取締役の立場から助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の議長として、当事業年度に開催された指名委員会1回、報酬委員会2回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しています。
取締役	高橋理人	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、議案の審議に必要な発言をする等、経営者としての知識と新規サービスの開発についての豊富な経験を活かすとともに、社外取締役の立場から助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として、事業年度に開催された指名委員会1回、報酬委員会2回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っています。

会社における地位	氏名	出席状況及び発言状況並びに 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	市川 祐子	2024年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、議案の審議に必要な発言をする等、IR及びガバナンスに関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、社外取締役の立場から助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として、就任以降に開催された報酬委員会1回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っています。
監査役	池田 幸恵	2024年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のすべて及び監査役会10回のすべてに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、監視、助言を行っています。指名委員会の委員として、事業年度に開催された指名委員会1回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定における監督機能を担っています。
監査役	澤田 静華	当事業年度に開催された取締役会17回のすべて及び監査役会14回のすべてに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、監視、助言を行っています。指名委員会の委員として、事業年度に開催された指名委員会1回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定における監督機能を担っています。
監査役	大向 健治	当事業年度に開催された取締役会17回のすべて及び監査役会14回のすべてに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、監視、助言を行っています。指名委員会の委員として、事業年度に開催された指名委員会1回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定における監督機能を担っています。
監査役	中村 克己	当事業年度に開催された取締役会17回のすべて及び監査役会14回のすべてに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から、監視、助言を行っています。指名委員会の委員として、事業年度に開催された指名委員会1回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定における監督機能を担っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

有限責任 あずさ監査法人	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	87百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	87百万円

- (注) 1. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、管理本部長、経理部長及び会計監査人からの必要な書類の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの合理性などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社の一部の子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人が監査しています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	6,936
営業債権及びその他の債権	18,136
その他の金融資産	213
その他の流動資産	1,265
流動資産合計	26,551
非流動資産	
有形固定資産	1,109
使用権資産	4,391
のれん	8,166
その他の無形資産	5,605
その他の金融資産	2,160
繰延税金資産	1,851
その他の非流動資産	86
非流動資産合計	23,371
資産合計	49,923

科目	金額
負債	
流動負債	
営業債務及びその他の債務	16,956
借入金	4,003
その他の金融負債	1,426
未払法人所得税	523
その他の流動負債	2,297
流動負債合計	25,208
非流動負債	
借入金	2,602
その他の金融負債	3,636
繰延税金負債	935
その他の非流動負債	181
非流動負債合計	7,354
負債合計	32,563
資本	
資本金	2,217
資本剰余金	△2,068
自己株式	△204
その他の資本の構成要素	1,912
利益剰余金	15,536
親会社の所有者に帰属する持分合計	17,392
非支配持分	△32
資本合計	17,359
負債及び資本合計	49,923

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	139,705
売上原価	110,321
売上総利益	29,383
販売費及び一般管理費	27,270
その他収益	732
その他費用	506
営業利益	2,338
持分法による投資損益 (△は損失)	24
金融収益	53
金融費用	239
税引前利益	2,177
法人所得税費用	1,035
当期利益	1,141
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,155
非支配持分	△13

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,286	流動負債	4,647
現金及び預金	346	短期借入金	2,300
未収入金	477	関係会社短期借入金	500
関係会社短期貸付金	2,316	1年内返済予定の長期借入金	1,483
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	48	未払金	232
前払費用	84	未払費用	24
その他	13	預り金	9
		賞与引当金	63
		役員賞与引当金	24
		その他	10
固定資産	18,922	固定負債	2,880
有形固定資産	166	長期借入金	2,602
建物	25	役員株式給付引当金	83
工具、器具及び備品	140	資産除去債務	7
		その他	187
無形固定資産	370	負債合計	7,528
ソフトウェア	261	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	108	株主資本	14,753
その他	1	資本金	2,217
投資その他の資産	18,385	資本剰余金	2,610
投資有価証券	234	資本準備金	2,361
関係会社株式	15,580	その他資本剰余金	248
その他の関係会社有価証券	561	利益剰余金	10,130
関係会社長期貸付金	1,519	利益準備金	0
役員長期貸付金	300	その他利益剰余金	10,129
繰延税金資産	246	任意積立金	86
その他	82	繰越利益剰余金	10,043
関係会社貸倒引当金	△141	自己株式	△204
		評価・換算差額等	△76
		その他有価証券評価差額金	△76
資産合計	22,209	新株予約権	3
		純資産合計	14,680
		負債純資産合計	22,209

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		3,325
売上原価		344
売上総利益		2,981
販売費及び一般管理費		2,368
営業利益		612
営業外収益		
受取利息	129	
組合分配益	73	
その他	2	205
営業外費用		
支払利息	51	
為替差損	131	
投資事業組合運用損	431	
その他	0	614
経常利益		203
特別利益		
投資有価証券売却益	34	
事業譲渡益	8	
その他	0	43
特別損失		
固定資産除却損	2	
子会社株式評価損	71	
関係会社貸倒引当金繰入額	141	
その他	0	216
税引前当期純利益		30
法人税、住民税及び事業税	△49	
法人税等調整額	43	△5
当期純利益		36

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社ウィルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中田 宏高
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大谷 文隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウィルグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ウィルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に於いて責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社ウィルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中田 宏高
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大谷 文隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウィルグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けています。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社ウィルグループ 監査役会
常勤監査役(社外監査役) 池田幸恵 ㊟
常勤監査役(社外監査役) 澤田静華 ㊟
社外監査役 大向健治 ㊟
社外監査役 中村克己 ㊟

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for handwriting practice.

株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

京王プラザホテル 本館5階 「コンコードボールルームC」

- ご来場が難しい株主様との公平性等に鑑みて、お土産を廃止しています。
- 車椅子でのご来場の方は、会場内に専用スペースを設けています。
ご要望に応じて、車椅子のサポート、席やお手洗いへの誘導をお手伝いさせていただきますので、会場スタッフにお声かけください。



京王プラザホテル 本館 5階
「コンコードボールルームC」

●新宿駅西口より徒歩5分

(JR・京王線・小田急線・地下鉄)

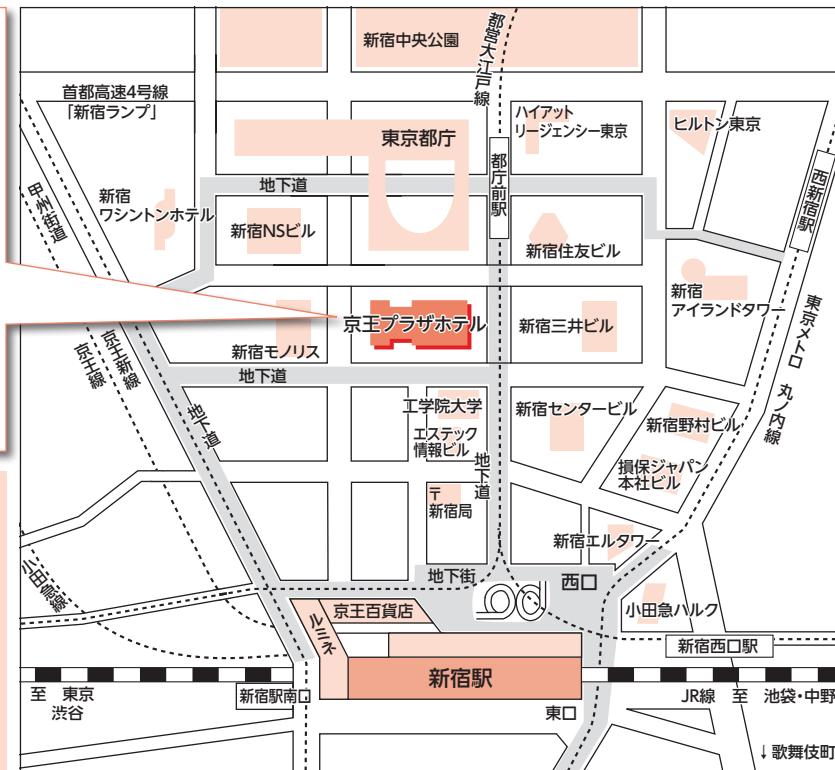
新宿駅西口より都庁方面への連絡地下道をまっすぐ進み、地下道を出てすぐ左側の建物が京王プラザホテルです。

●都営大江戸線都庁前駅より徒歩

地下道B1出口よりすぐ

改札を出てJR新宿駅方面に進み、A1 (B1) 出口階段を上がってすぐ右側です。

車椅子等をご利用の場合は、エレベーターがあるA4出口よりお越しください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。